

平成19年1月24日

小金井市長 稲葉孝彦

市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言に対する意見について

平成19年1月22日付けで市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「パブリックコメントのあり方について」に対し、市民参加条例第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を公表します。

記

パブリックコメント（市民の提言制度）のあり方については、提言のとおり市民と行政の協働の推進は、あくまで市民参加が前提であり、パブリックコメントは1つの法的な手段と考えています。

その制度運用については、第1期推進会議の提言の趣旨を踏まえて、第2期推進会議における審議を見守りながら、より効果的な運用をするよう努めていきます。